

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める分）

第一　港湾法の一部改正

一　特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による港湾の運営の効率化

1　国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、民間事業者により一体的に運営される一定の規模以上の国際コンテナ埠頭を有するもののうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定することとする。

（第二条の一関係）

2　指定特定重要港湾における1の国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）の運営者は、指定特定重要港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）に対し、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が一定の要件に該当する旨の認定を申請することができるることとする。

（第五十条の四関係）

3 特定港湾管理者は、指定特定重要港湾ごとに、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会を組織することができる」ととすること。
(第五十条の五関係)

4 特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産である国有財産若しくは公有財産又は外貿埠頭公社の岸壁等を、2の認定を受けた運営者（以下「認定運営者」という。）に貸し付けることができる」ととすること。

（第五十五条関係）

5 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設等の建設等に要する資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が一定の基準に適合しているときは、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることができることとすること。

（第五十五条の八関係）

二 入出港届その他港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるものの様式を、国土交通省令で定めることとすること。

（第五十条第一項関係）

三 その他所要の改正を行うこととすること。

第二 港湾運送事業法の一部改正

一　港湾運送事業に係る参入規制、運賃・料金規制等の見直し

1　特定港湾制度を廃止し、特定港湾に関する規定を削除することとすること。

(第二条第五項及び第二十二条の二関係)

2　特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の参入規制について、免許制から許可制にするとともに、港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないものであるか否かの基準を廃止することとすること。

(第四条及び第六条第一項関係)

3　特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制にするとともに、国土交通大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができることとすること。

(第九条関係)

4　港湾運送の引受義務を廃止することとすること。

(第十五条の二関係)

5　特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の休止又は廃止を許可制から事前届出制にすることとすること。

(第二十条関係)

6 國土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすること。
（第二十一条関係）

二 檢数人等の登録制度の廃止等

1 檢数人等の登録制度を廃止し、検数人等の禁止行為等の規定を削除することとすること。

（第二条第六項、第七条から第七条の四まで、第十六条の二及び第十六条の三関係）

2 檢数事業等の許可基準として、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていることを追加することとすること。
（第六条第一項関係）

3 檢数事業等の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量をしなければならないこととすること。

（第十六条の二二関係）

三 その他所要の改正を行うこととすること。

第三 港則法の一部改正

一 夜間入港の制限に関する規定を削除することとすること。

（第六条関係）

二 その他所要の改正を行うこととすること。

第四 附則関係

一 この法律は、平成十七年十一月一日から施行することとすること。ただし、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による港湾の運営の効率化の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、港湾運送事業に係る参入規制、運賃・料金規制等の見直し等の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとすること。

(附則第一条関係)

(附則第二条から第六条まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うこととすること。

(附則第七条から第十二条まで関係)